

令和4年度ひょうご北摂・インバウンド誘客促進事業委託に係る 公募型企画提案コンペ募集要領

1 趣旨

阪神北地域（伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町）には、芸術文化施設や神社仏閣、貴重な里山など多彩な観光資源が多く存在している。

兵庫県阪神北地域ツーリズム振興協議会（以下、「ツーリズム協議会」という。）では、コロナ禍後のインバウンドの回復を見据え、令和2年度から、ホームページやSNSを活用し、当地域の観光資源の魅力を多言語で発信してきた。

こうした中、外国人観光客の個人旅行も解禁され、今後は、当地域にインバウンド需用を取り込むため、これまで以上に効果的な観光プロモーションを行いたい。

そこで、本事業では、引き続き、多言語による情報発信を行うとともに、新たに、外国人観光客に訴求力があり、当地域への来訪機運を高める観光プロモーション企画を募集する。

2 コンペの概要

ひょうご北摂・インバウンド誘客促進事業を委託するにあたり、効果的な企画及び実施方法について提案を受ける。

詳細は、別添「業務委託仕様書」のとおり。

3 実施期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

4 契約条件

(1) 契約形態

委託契約とする。

(2) 契約限度額（消費税及び地方消費税含む）

3,150,000円

ただし、契約内容及び契約額については、委託業者決定後、ツーリズム協議会との打ち合わせにより決定する。

(3) 契約保証金

兵庫県財務規則第100条の規定により、契約金額の100分の10以上の金額とする。ただし、保険会社と履行保証保険契約を締結し、その保険証原本をツーリズム協議会に提出する場合は、全部又は一部を免除する。

(4) 委託費の支払条件

原則、実績確認に基づく精算払いとするが、必要があると認めるときは、前金払いをすることができる。

(5) 委託金額の変更

事情の変化等により、委託契約の内容どおり事務執行できない場合は、ツーリズム協議会との協議の上で、事業計画を見直し、変更契約の締結を求める場合がある。

それに伴い、契約金額を変更する場合がありますので留意すること。

(6) 業務の適正な実施に関する事項

受託者は、受託者が行う委託業務については、一括して第三者に再委託し、又は請け負わせることができない。ただし、委託業務が効率的に行う上で必要と思われる業務については、ツーリズム協議会と協議の上、委託業務の一部を再委託することができる。

受託者が本委託業務を行うにあたって、個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律及び関係法令等に基づき、適正に監理すること。

5 参加資格

- (1) 事業を適切に遂行するに足る能力を有する法人または法人以外の団体等であること。なお、複数事業者による連合体「コンソーシアム」で提案する場合、そのいずれもが以下の要件に全て該当することとする。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に基づく兵庫県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止を、本コンペ募集公告の日から企画提案書の受付期間の末日までの間において受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 提案する事業の実施について、法令等の規定により官公署の免許、許可、認可又は指定、登録を受けている必要があるときには、当該免許、許可、認可又は指定、登録を受けていること。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とするものでないこと。
- (7) 暴力団又は暴力団もしくは暴力団員の統制する下にある者でないこと。
- (8) 国、県又は市町から出資、出えんを受けている団体でないこと。
- (9) 県税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (10) その他、事業の実施にあたり、ツーリズム協議会との打合せ等に適切に対応できる体制が整っていること。

6 参加手続き

(1) 事務局の名称・所在地

兵庫県阪神北地域ツーリズム振興協議会事務局
〒665-8567 兵庫県宝塚市旭町 2-4-15
兵庫県宝塚総合庁舎 2 階 兵庫県阪神北県民局県民交流室地域振興課内
電話 (0797) 83-3156 FAX (0797) 86-4379

(2) 募集要領の配布

ア 配布期間

令和 4 年 10 月 21 日（金）から

イ 配布場所

上記(1)に同じ ※県HPからもダウンロード可

(3) 説明会

コンペに参加を希望する者は、原則として下記の説明会に参加すること。なお、説明会不参加により生じた不利益については責任を負いかねる。

ア 開催日時

令和4年10月25日(火)午後2時から

イ 開催場所

兵庫県宝塚総合庁舎 1階 第2会議室

(4) 参加表明書

ア 提出方法

参加者が事務局へ持参または郵送とする。

イ 受付期間

令和4年10月21日(金)から11月1日(火)までの平日

(午前9時から午後5時まで。郵送の場合は上記期間必着とする。)

ウ 提出書類

(ア)～(カ)の様式を必要部数提出すること。なお、複数事業者による連合体「コンソーシアム」で提案する場合は、(カ)(キ)についても提出のこと。

(ア) 参加表明書【様式1】：1部

(イ) 県税(県内に事業所を有する事業者に限る)、消費税及び地方消費税を滞納していないことを証明する書類[納税証明書等](県の入札参加資格を有している場合は除く)：3部(原本1部、写し2部)(提出の日において、発行から3ヶ月以内のもの)

(ウ) 法人関係書類

法人登記簿謄本(写し可)及び直近の事業報告(貸借対照表及び損益計算書を含むもの)：各3部(原本1部、写し2部)

(エ) 指名停止の状況【様式2】：3部

(オ) 類似業務受託実績【様式3】：3部

(カ) 共同事業体構成表【様式4】：3部

(キ) 共同事業体委任状【様式5】：3部

エ 提出場所

上記(1)に同じ

オ その他

複数事業者で共同提案する場合(コンソーシアム)は、全体の意思決定、運営管理等に責任を持つ共同提案の代表者を決め、その者が提案書の提出を行うこと。なお、代表者は、「共同事業体構成表【様式4】」を提出すること。

※代表者とならない提案者にあたっては、代表者へ本委託業務に関する応募及び契約締結に関する一切の権限を委任している旨が記載されている「共同事業体委任状【様式5】」を提出すること。

(5) 質問及び回答

ア 質問方法

「質問書」【様式6】により参加者が事務局へ持参または郵送等とする。

イ 受付期間

令和4年10月21日（金）から10月31日（月）までの平日
（午前9時から午後5時まで。郵送の場合は上記期間必着とする。）

ウ 回答方法

令和4年11月2日（水）から11月10日（木）までの平日
（午前9時～午後5時までの間に、閲覧方式により行う。）

エ 回答閲覧場所

上記(1)に同じ

7 企画提案

(1) 企画提案申込書

ア 提出方法

参加者が事務局へ持参または郵送とする。

イ 受付期間

令和4年11月4日（金）から11月10日（木）までの平日
（午前9時から午後5時まで。郵送の場合は上記期間必着とする。）

ウ 提出書類

(ア)～(オ)の様式を各10部提出することとする。なお、提出10部のうち、2部のみ事務局用とし、社名を明記するとともに、残り8部については、審査の公平性を確保するため、社名の分かるものはロゴ等も含めて、一切記載しないこと。

(ア) 表紙【事務局用2部【様式7】、委員用8部【様式8】

(イ) 企画提案書【様式9】

(ウ) 経費見積書【様式指定なし】

(エ) スケジュール（業務計画書）【様式10】

(オ) その他、企画提案の補足資料等

エ 提出場所

上記6（1）に同じ

(2) プレゼンテーションの実施

ア 予定日時

令和4年11月16日（水）（予定）
※参加対象者には別途指定時間を通知する。

イ 予定場所

兵庫県宝塚総合庁舎内会議室

8 当選者の選考、決定及び通知の方法

(1) 審査方法について

ア 第1次審査

書類審査

イ 最終審査

第1次審査を通過した事業者の中から、令和4年度ひょうご北摂・インバウンド誘客促進事業委託に係る公募型企画提案コンペ審査委員会の選考結果に基づき、当選者を決定する。

(2) 審査基準

項目	内容
事業等の理解度	本事業の趣旨や内容を十分理解しているか 等
事業の企画力	阪神北地域の認知度向上や外国人観光客の誘客につながる効果的な企画、実施方法となっているか 等
独創性	斬新なアイデアや独自の工夫が盛り込まれているなど独創的な提案となっているか 等
実現可能性	適切な実施手順、スケジュール(業務計画)となっているか 等
遂行能力	提案内容を確実に履行できる能力を有し、必要な実施体制を確保しているか 等

(3) 審査結果の通知

審査結果は、参加者全員に対して文書で通知する。

(4) 当選後の取り扱い

当選者は、「令和4年度ひょうご北摂・インバウンド誘客促進事業委託契約」の契約予定者となる。

9 その他

(1) 書類作成において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 留意事項

- ア 提出書類の著作権は、参加者に帰属する。
- イ 提出書類は、非公開とする。
- ウ 提出書類は、返却しない。
- エ 提出書類について、この書面及び別添の様式に適合しない場合は無効とすることがある。
- オ 提出書類に虚偽の記載をした場合には、提出された提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して、指名停止の措置を行うことがある。
- カ 原則として、書類提出後の記載内容の変更は認めない。

(3) 参加に要する費用

本コンペに要する費用は、参加者の負担とする。